五　集中リスクを把握していること。
六　同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。
七　主要なベーシス・リスクを把握していること。
八　債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。
九　ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。
イ　追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。
ロ　銀行が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。
ハ　銀行がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。
十　債券等の非線形リスクを把握していること。

（内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額）

第二百七十六条　内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アット・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額
イ　算出基準日のバリュー・アット・リスク
ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額
二　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額
イ　算出基準日のストレス・バリュー・アット・リスク
ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・アット・リスクの平均値に前号ロで使用した乗数を乗じて得た額

2　内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　算出基準日の追加的リスクの額
二　算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

（乗数）

第二百七十七条　内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び第三百二条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2　前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であって、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3　内部モデル方式を用いている銀行は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

第二百七十八条第一項第三号中「前条」を「第二百七十五条」に改める。

第二百七十九条第一号中「第二百七十六条第一項」を「第二百七十七条第一項」に改め、同条第二号中「第二百七十六条第三項」を「第二百七十七条第三項」に改める。

第二百八十一条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、銀行は債券等のショート・ポジションの個別リスクの額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスクの額とすることができる。

第二百八十三条の見出し中「相殺等」を「相殺」に改め、同条第二項を削る。

第二百八十四条第二項を削る。

第二百八十九条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「（ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント）」を削る。

第九章に次の三節を加える。

第四節　証券化エクスポージャーに係る特例

（標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第三百二条の二　前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分		再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	三・二
6—2	一・六	八
6—3	四	十八
6—4	八	五十二
6—5	二十八	自己資本控除